

緊急事態措置期間

(8月2日～9月30日)

※9月28日現在

大阪府内の飲食店約10万店舗を
外観等(20時～21時30分)で
営業時間短縮への協力状況を確認

法第45条第2項に基づく要請の手続き

個別店舗へ
の要請
(事前通知)
614店舗

外観
確認

個別店舗
への要請
(通知)
319店舗

法第45条第3項に基づく命令の手続き

営業時間
短縮命令
(事前通知)
101店舗

実地
調査

弁明の機
会の付与
(2W)
101店舗

営業時間
短縮命令
(通知)
80店舗

店舗への現地
確認(命令違
反の確認)
77店舗

地方裁判
所へ通知
(過料)
17店舗

※緊急事態宣言中(4/25～5/31) ⇒ 裁判所へ通知済 11店舗
(うち、過料決定 6店舗)
〃 (6/1～6/20) ⇒ 裁判所へ通知済 19店舗
裁判所へ通知に向け協議中 2店舗